

JAめぐみによる農福連携の取組み — 農作業請負の仲介を通して —

主任研究員 草野拓司

近年、農福連携の取組みが進むなか、JAによる取組みも徐々にみられるようになってきた。なかでもJAめぐみのは、農家と福祉事業所による農作業請負を仲介することで、特產品であるサトイモの調製作業における人手不足を軽減しているのに加え、地域で雇用を生み出している。この取組みを紹介する。

1 JAめぐみの概要と管内農業の特徴

JAめぐみの(以下「JA」)は岐阜県関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡の7町村、可児郡の御嵩町を管内としている。19年度現在の組合員総数は6万1,636人で、そのうち正組合員数は2万9,390人である。管内の特產品はサトイモ、キウイフルーツ、ダイコン、ナス、トマト、イチゴ、明方ハム等である。

農作業請負を仲介しているのは中濃営農経済センターで、管内とする中濃地域において、2007年から「円空さといも」による産地振興を進めた結果、一時は30人ほどだった生産者が、18年には68人まで増加した。それに伴い、毛羽取り・選別などの調製作業の人手が不足する状況となっていた。

2 取組みまでの経緯

中濃地域では、サトイモの出荷は11月から3月にかけて行われる。通常、農家は昼に収穫・乾燥を行った後、寒い夜に倉庫や車庫で調製作業を行い、それが済むと選果場への出荷となる。特に毛羽取りは根気を要する大変な作業であり、農家にとって大きな負担とな

っていたが、そのための人手を確保することは困難であった。生産量の維持・拡大を目指す中濃里芋生産部会も、人手不足を規模拡大の阻害要因と捉えていた。

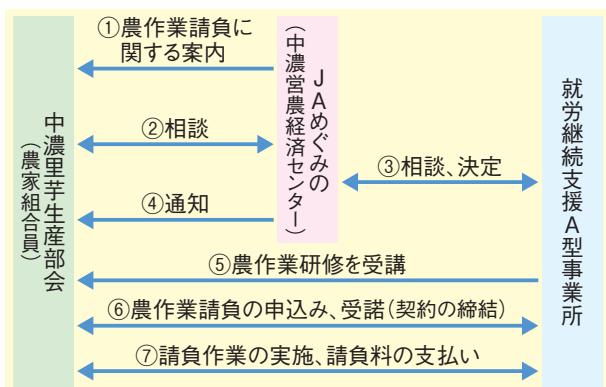
そのような状況下、JAが人手を探したところ、以前から共にサトイモ農家を巡回し、人手不足問題を共有していた県農業普及課から、農作業請負を求めて相談にきた就労継続支援A型事業所(株)DAI(以下「DAI」)を紹介された。そして16年10月から、JAが農家とDAIを仲介する方法で、農作業請負が始まった。

3 仕組みと作業内容における工夫

農作業請負の仲介を行う場合、福祉の現場を知らない農家、および農業の現場を知らない福祉における負担や不安を軽減しなければ参加を促すことは難しい。そのためにJAはどのように取り組んでいるのだろうか。以下でみていこう。

最初に、第1図で農作業請負の仕組みを確認する。まず、JAが中濃里芋生産部会に対して農作業請負の案内をする(第1図中①)。次に、利用を希望する農家とJAで出荷量等について相談する(②)。JAはその内容をDAIと相談し、請負が決定すると(③)、JAから農家へ通知する(④)。そして、DAIの職員等が農家で農作業研修を受けた後(⑤)、農家が正式に申し込み、DAIが受諾する(⑥)。その後、請負作業が実施され、請負料が支払われる(⑦)。ただし、⑤については、DAI職員・利用者(障害者)が既に技術を習得している作業であれ

第1図 農作業請負の仲介の仕組み



資料 ヒアリング結果をもとに作成

ば、新規の農家からの依頼の場合でも行わない。また、依頼が二回目以降の農家の場合は、⑥から始めるようにしている。

この仕組みのなかには、次のような工夫がみられる。例えば、部会の方針の下で各農家が依頼する方法を探っていること、請負料を出来高制とすること、労災保険にはDAIが加入する旨を農家に伝えること、請負料の交渉などトラブル要因になりそうな事柄にはJAが調整役となることなどである。

次に、作業内容をみていく。20年10月現在、作業を行うのは7人の利用者で、そのうち4人が精神障害者、2人が身体障害者、1人が知的障害者である。基本的に作業は月～金曜日の9～13時に行う。

サトイモは、収穫後、農家によってDAIの作業場へ運ばれる。DAIはそれを受け取り、利用者が各自のパートに分かれ、乾燥・毛羽取り・選別の作業を行う。特に根気を要する毛羽取りの作業は、利用者に向いた仕事であるという。作業の際はDAI職員が付き添い、必要に応じて指導する。作業が済むと、DAI職員が運転するトラックで選果場へ運ぶ。利用者も同乗し、運搬作業を補助する。

このような作業を進める過程においても、以下のような工夫がみられる。例えば、各利用者の個性を生かすため、JA職員とDAI職員

で相談して作業の細分化を行っている。作業の効率性を高めるため、JAは作業場として、DAIに遊休期間中である水稻育苗ハウスを有料で貸している。DAIはそのハウスを利用することで、サトイモを早く乾燥させられるだけでなく、流れ作業も可能になっている。また、DAIが作業内容等を相談しやすくするため、JA職員がほぼ毎日作業場を訪問しているのに加え、農家がサトイモを作業場に運び、顔を合わせるようにしている。農家からの作業に関する要望を利用者に円滑に伝えるため、農家が利用者と直接やりとりせず、DAI職員あるいはJA職員に相談する方法を探っている。

4 農家による作業依頼の増加と雇用の創出

この取組みによる実績をみると、作業を依頼した農家数は、16年度の4戸から、17・18年度の10戸に増えている。依頼量も16年度の5トンから、17年度の30トン（総生産量の15%）、18年度の27トン（同18%）と増加している。農家からは、「規模拡大につながった」「取り残しがなく仕事が丁寧」と評価する声も聞かれる。

また既述のとおり、11～3月にかけて7人の利用者が請負作業を行っている。請負料を時給換算すると、最低賃金を上回るという。A型事業所の場合、利用者への工賃は最低賃金以上を支払うことになっており、その支払いが十分に可能な請負料になっているといえる。

以上のように、JAが農家と福祉事業所の仲介を行って農作業請負を進め、農家の手不足を軽減するとともに、地域における障害者の雇用を生み出す方法は、農福連携に取り組もうとする多くのJAにとって示唆に富んでいる。

＜参考文献＞

- ・草野拓司(2021)「農協による農福連携の展開—『農作業請負の仲介』と『雇用』を行う事例に着目して—」『農林金融』2月号

(くさの たくじ)